

工事特別仕様書

- I 工事名 農村地域防災減災事業（湛水防除）福ノ江地区 繰7－2工区
II 工事場所 出水市福ノ江地内
III 工期 令和9年3月31日限り

第1章 総則

1 適用

農村地域防災減災事業（湛水防除）福ノ江地区繰7－2工区の施工に当たっては、鹿児島県農政部制定「農業土木工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）、農林水産省制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「施設機械共通仕様書」という）、鹿児島県農政部制定「農業土木施工管理基準」（以下「施工管理基準」という）、農林水産省制定「施設機械工事等管理基準」（以下「施設機械施工管理基準」という）、「工事請負契約書」及び「設計図書」に基づいて実施する。共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

2 施工範囲

本工事の施工範囲は、排水機場ポンプ補機類の製作及び1号ポンプ設備一式に係る据付工事とする。
なお、機器の設計、製作においては、現場をよく調査のうえ行うものとする。

3 準拠図書及び規格

本工事の機械性能、寸法、材質、規格等の基準や諸規定については、設計図書及び施設機械共通仕様書第7章第1節7-1-2の2項並びに下記に準拠しなければならない。

なお、これらの基準等は、契約時点における最新のものを適用するものとする。

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| (1) 土地改良事業計画設計基準（設計 ポンプ場） | 農林水産省農村振興局 |
| (2) 機械工事塗装要領(案)・同解説 | 国土交通省総合政策局 |
| (3) 揚排水ポンプ設備技術基準（案）解説 | 河川ポンプ施設技術協会 |
| (4) 施設機械工事等施工管理基準 | 農林水産省農村振興局 |
| (5) 最新ポンプ設備工学ハンドブック（改訂版） | 農業土木事業協会 |
| (6) 河川管理施設等構造令・同施行規則 | 国土交通省 |
| (7) 河川砂防技術基準 | 国土交通省 |
| (8) 除塵設備設計指針一付設計参考例 | 電力土木技術協会 |
| (9) 日本工業規格（JIS） | 日本規格協会 |
| (10) 九州電力（株）電気供給約款 | |
| (11) 日本電気工業会規格（JEM） | 日本電機工業会 |
| (12) 日本電子機械工業会規格（EIAJ） | 日本電気工業会 |
| (13) 電気設備技術基準（通商産業省令）及び関連規格 | 経済産業省 |
| (14) 電気設備技術基準 | 日本電気協会 |
| (15) 電気設備計画技術マニュアル | 農林水産省農村振興局 |
| (16) 直流電源装置標準仕様書 | 国土交通省 |
| (17) 電気設備工事共通仕様書 | 国土交通省 |
| (18) 電気事業法及び関係法令 | |
| (19) 電波法、有線電気通信及び関係法令 | |
| (20) 建築設備耐震設計・施工指針 | 日本建築センター |
| (21) 農業土木工事共通仕様書 | 鹿児島県農政部 |
| (22) 施設機械工事等共通仕様書 | 農林水産省農村振興局 |
| (23) その他関連諸規則基準等 | |

4 付属品

次のものを全設備1式につき、納入すること。

※標準・特殊点検工具 1組

5 機能の充足と疑義

(1) 工事を実施するに当たり、本仕様書及び各種規格等に明示なき事項について、構造上若しくは機能上当然必要と思われる事項については契約内容に含まれているものとする。

(2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者の双方で協議するものとする。

6. 工事施工条件明示

(別紙－1)「工事施工条件明示」のとおり。

第2章 工事内容

1 目 的

本工事は、福ノ江地区事業計画の一環として、地区内における湛水被害防止を図るため、補機類の製作及び1号ポンプ設備の据付を行うものであり、その工事概要は、下記のとおりである。

2 主要工事内訳

機 器 名			数 量	摘 要
種 別	細 別		撤去更新	
補機類	空気設備	給気用有圧換気扇 φ800×1.5kW壁掛式有圧扇	3組	製作・据付
		排気用有圧換気扇 φ800×1.5kW壁掛式有圧扇	1組	製作・据付
	燃料設備	地下埋設式燃料貯油槽	1基	製作
		原動機排気管類	1式	製作・据付
1号 ポンプ設備	横軸軸流 ポンプ	無給水軸封装置横軸軸流ポンプⅠ型 φ1350横軸軸流ポンプ用	1台	据付
	主ディーゼル 機関	立形4サイクル式ディーゼル機関 ラジエータ式 160kW×1500min-1	1台	据付
	横軸遊星歯車 減速機	横軸空冷式 160kW	1台	据付
	主配管設備	吸込、吐出鉄管 φ1350	1台分	据付
	吐出弁	電動蝶型弁 φ1350	1台	据付
	可とう管 接手	両フランジゴム可撓管 φ1、350×L700	1基	据付
	フラップ弁	吐出し水槽側 フラップ弁 φ1650	1基	据付
	鋼製付属設備	渦流防止板	1式	製作・据付
2号 ポンプ設備	可とう管 接手	両フランジゴム可撓管 φ1、350×L700	1基	製作・据付
	フラップ弁	吐出し水槽側 フラップ弁 φ1650	1基	据付

※据付のみの機器については、既に製作済みである。

3 工事数量

工事数量は、本章第2節の主要工事内訳に示すほか、設計図面及び参考資料による。なお、製作済みの製品については、契約後、過年度工事の納品仕様書を貸与する。詳細な仕様・寸法を確認のうえ、据付の計画を立てること。

4 機器の輸送

本工区は、補機類を除いたポンプ設備のほとんどを製作済みである。据付に際しては、下記の工場や排水機場から、製品を輸送しなければならない。（格納場所の位置関係は、（別紙－２）参照）

また、輸送及び据付の順番については、福ノ江排水機場内にも製品が置かれている関係上、搬入・作業スペースの確保も必要であり、搬入する順番等を考慮する必要がある。それについては、据付にかかるフロー図等を発注者側で作成はしているが、現場を調査・確認し、精査を行った上で、輸送・据付の詳細な計画を立てること。

機器単体品一覧 製品輸送表

製品名	規 格	適用	単位	重量 (kg)	1号ポンプ				2号ポンプ			
					製作工区名	格納場所	輸送数量	輸送重量	製作工区名	格納場所 (現場までの距離)	輸送数量	輸送重量 (kg)
無給水軸封装置 横軸軸流ポンプⅠ型	φ1350横軸軸流ポンプ用		台	8,300	4-1工区	福ノ江排水機場			5-1工区	道添建設 鉄工部 工場 (2.9km)		据付工事 発注済
電動螺旋形弁	φ1350×L400×1.5kW	短面開	台	2,500	4-1工区	福ノ江排水機場			6-1工区	道添建設 鉄工部 工場 (2.9km)		据付工事 発注済
遊動フランジ短管	φ1350×L600		本	1,000	4-1工区	福ノ江排水機場			6-1工区	道添建設 鉄工部 工場 (2.9km)		据付工事 発注済
両フランジ短管	φ1350×L500		本	700	4-1工区	福ノ江排水機場			6-1工区	道添建設 鉄工部 工場 (2.9km)		据付工事 発注済
自動給油装置	主ポンプ水中軸受け用	非脂環式 ポンプ製作に含 む	台	ポンプに含む	4-1工区	福ノ江排水機場			5-1工区	道添建設 鉄工部 工場 (2.9km)		据付工事 発注済
両フランジ短管	φ1350×L2315		本	2,080	4-2工区	東干拓排水機場(4.2km)	1	2,080	線3-1工区	西干拓排水機場(6km)		据付工事 発注済
両フランジ短管	φ1350×L2015		本	2,000	4-2工区	東干拓排水機場(4.2km)	1	2,000	6-1工区	道添建設 鉄工部 工場 (2.9km)		据付工事 発注済
吸込ラッパロ	φ1350×L570		本	649	4-2工区	東干拓排水機場(4.2km)	1	649	線3-1工区	西干拓排水機場(6km)		据付工事 発注済
両フランジゴム可換 管	φ1350×L700		本	466	4-2工区	東干拓排水機場(4.2km)	1	466	線7-2工区	現番	1	466
逆流防止弁	φ1650 (丸型/4枚弁)	弁箱：FCD450 弁板：SS400	台	1,500	4-2工区	東干拓排水機場(4.2km)	1	1,500	線3-1工区	西干拓排水機場(6km)	1	1,500
主ディーゼル機関 (ラジエータ式)	160kW×1500min-1		台	1号2,500kg 2号2,800kg	5-2工区	道添建設 鉄工部 工場 (2.9km)	1	2,500	5-1工区	道添建設 鉄工部 工場 (2.9km)		据付工事 発注済
排気消音器	同上主原動機排気用	75dB(A) 銅板製	個	主ディーゼルに 含む	5-2工区	道添建設 鉄工部 工場 (2.9km)			5-1工区	道添建設 鉄工部 工場 (2.9km)		据付工事 発注済
排風ダクト (排風消音器)	同上主原動機冷却用	75dB(A) 銅板製	個	主ディーゼルに 含む	5-2工区	道添建設 鉄工部 工場 (2.9km)			5-1工区	道添建設 鉄工部 工場 (2.9km)		据付工事 発注済
横軸遊星歯車減速機	横軸空冷式 減速比7.14		台	800	5-2工区	道添建設 鉄工部 工場 (2.9km)	1	800	5-1工区	道添建設 鉄工部 工場 (2.9km)		据付工事 発注済
給油ユニット	減速機用	減速機に含む	台	減速機に含む	5-2工区	道添建設 鉄工部 工場 (2.9km)			5-1工区	道添建設 鉄工部 工場 (2.9km)		据付工事 発注済
燃料貯油槽	8000L銅板製円筒形		基	未製作	線7-2工区	現番	1	1,720				1号、2号共用
燃料小出し槽	390L銅板製角型	架台付き	基	230					線3-1工区	西干拓排水機場(6km)		1号、2号共用
始動空気槽	100L×2連式		基	320	線4-3工区	福ノ江排水機場			線4-3工区	福ノ江排水機場		据付工事 発注済
燃料移送ポンプ	φ20×0.4kW歯車ポンプ		台	40	線4-3工区	福ノ江排水機場			線4-3工区	福ノ江排水機場		据付工事 発注済
真空ポンプ	φ100×15kW	ポンプ：2台 補水機：1台	式	600	線6-3工区	製作工場より		据付工事 発注済	線6-3工区	製作工場より		据付工事 発注済
空気圧縮機	2.2kW二段空冷圧縮機		台	130	線6-3工区	製作工場より		据付工事 発注済	線6-3工区	製作工場より		据付工事 発注済
壁掛けファン（給気 用）	φ800×1.5kW低騒音形		台	162	線7-2工区	現番	3	487	線6-3工区	現番		据付工事 発注済
壁掛けファン（排気 用）	φ800×1.5kW低騒音形		台	115	線7-2工区	現番	1	115	線6-3工区	現番		据付工事 発注済
過流防止板			式	2,553	線7-2工区	製作工場より	1	2,553	線6-3工区	製作工場より		据付工事 発注済

輸送重量計 14,869 kg 輸送重量計 1,966 kg

1号、2号
輸送総重量 16,835 kg

ポンプ設備輸送（内訳）
東干拓排水機場(4.2km)からの輸送重量 6,695 kg
西干拓排水機場(6km)からの輸送重量 1,500 kg
道添建設 鉄工部 工場(2.9km)からの輸送重量 3,300 kg
現番 2,787 kg
製作工場 (99.4km)からの輸送重量 2,553 kg

5 契約工期の取扱い

（１）完了工期については、令和9年3月31日限りとする。

（２）契約後、製作部品の納期等について協議を行い、必要な工期の確保を行う予定である。（必要に応じ、繰越の申請を行う）

第3章 現場条件

1 関連手続き及び関係機関との調整

- (1) 出水市農林水産整備課などをはじめ、関係機関と連絡を密にし、円滑な工事实施に努めること
- (2) 当該事業地区内で契約中の福ノ江地区繰6－2工区（電気設備製作・据付工事）、福ノ江地区繰6－3工区（補機製作・2号ポンプ設備据付工事）及び福ノ江地区7－1工区（除塵設備製作・据付工事）の複数の工事を並行して施工する予定であるため、各工区工程表などを共有した上で施工に関しての密接な調整を図るとともに、監督職員が求めた場合は、施工計画の調整等を行う会議の運営に協力しなくてはならない。

2 第三者の指導

工事中、関係の地元住民や官公署より指導を受けた場合は、直ちに監督員に申し出て指示を受けなければならない。

3 騒音・振動・粉塵対策

施工に当たっては、騒音・振動・粉塵による既存施設及び既更新施設への被害を防止するため、十分な調査・計画をたて、必要があれば監督職員と協議し、取壊し工法を検討するなど、既に更新している施設の機能や既存施設、構造物等にヒビ、亀裂等が入らぬよう特に注意して施工すること。

なお、施工が原因で、既に更新している施設及び既存施設、構造物等への被害が生じた場合は、受注者の責任において再製作及び補修を実施するなど、施工前の状態に回復させるものとする。

4 排水ポンプの運用

本工事の施工時に、排水ポンプの運用休止期間が発生しないよう施工計画を立案し、必要な措置を講じること。

5 保安対策

通行止め等、工事箇所近隣の居住者等とは工事工程を報告する等積極的に地元対策を実施し、トラブルがないようにすること。通行人の安全確保は十分に行うこと。

6 地下埋設物

工事施工中において、埋蔵文化財、水道管、ケーブル等を発見した場合は、直ちに工事を中止して監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

7 土砂等の流出防止工

工事区域外への土砂等の流出防止のため仮沈砂施設等、防災施設を設け工事施工に伴う土砂等の流出防止に努めなければならない。

8 仮設

(1) 工事用道路(維持管理)

近隣の市道等を現場搬入道路として利用することとする。

一般運行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理しなければならない。

(2) 仮締切工

吸水槽内を耐候性大型土のうで締め切り、排水させて作業ヤードを確保する仮設計画を予定しているが、現場条件上、施工が難しい場合には、監督職員と協議のうえ、仮設方法を変更する。

9 有価物処分

本工事で発生する鉄くず(スクラップ)については、実取引価格により変更する。

10 工事用地等

(1) 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は平面図のとおりである。監督職員の指示に従うこと。

(2) 工事用地等の使用及び返還

工事施工上必要な用地の返還にあたっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知しなければならない。

(3) 受注者の裁量による工事用地等

発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。

また、工事完了後地権者等に土地を返還し、立会いをして苦情がないようにしなければならない。

第4章 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

第5章 設計条件

1 計画排水量及び水位

(1) 排水量	$\Sigma Q = 8.0 \text{ m}^3/\text{s}$ 1台当たり $4.00 \text{ m}^3/\text{s}$
(2) 台 数	2台 (本工区に關係するのは、1台 (1号ポンプ))
(3) 計画ピーク外水位 (大潮)	EL (+) 1.21m
(4) 最高外水位	EL (+) 2.70m
(5) 設計点実揚程 $\{ (+) 1.21 - 0.10 \} \times 0.8 + 0.10 + 0.10 + 0.33 = 1.42 \text{ m}$ (スクリーン、樋管ロス含む)	
(6) 初期吸水位	EL (-) 0.10m
(7) 最低吸水位	EL (-) 0.30m
(8) 機場内床標高	EL (+) 2.00m
(9) 吸水槽底標高	EL (-) 3.70m
(10) 吐出水槽底標高	EL (-) 2.00m
(11) 機場地盤高	EL (+) 2.00m
(12) 水 質	雨水湛水 (吐出水槽のみ汽水)

2 設計仕様 (参考のため、本工区の施工対象外の機器についても仕様を示す。(ポンプ1台分))

(1) 主ポンプ (製作済み) 本工区対象

1) 主ポンプ仕様

ア 数 量	1 台
イ 口 径	吸込側口径 $\phi 1350 \text{ mm}$ 吐出側口径 $\phi 1350 \text{ mm}$
ウ 型 式	横軸軸流ポンプ I 型
エ 全揚程	2.6m
オ 吐出量	$4.00 \text{ m}^3/\text{s}/\text{台}$
カ 回転数	200 min^{-1} 程度
キ 原動機出力	160kW/台
ク ポンプ効率	83.5%以上

2) 主ポンプの構造、材質

ア 概 要

主ポンプは歯車減速機を介して機付ラジエータによる空冷式ディーゼル機関によって連結駆動される。

運転範囲において過負荷、振動、異常音、キャビテーションの発生もなく長期に亘り連続使用に十分耐えるものとする。

イ 構 造

垂直下方向に吸込口を有し、床上の水平方向に吐出口を有する横軸軸流ポンプで、軸芯の水平面で上下に2分割される構造とする。

ウ 胴 体 (ケーシング)

鋳鉄製 (FC250) で十分な肉厚を有し、内面は平滑にして斜流型ガイドベーンを1体に鋳造し、上部に排気座、下部に支持脚を設け鋳巣、鋳底等のないものとする。

エ 羽根車 (インペラ)

青銅製 (CAC402) で内外面共に入念な仕上げを施すともに、充分に重量のバランスを取り、寸法形状は本仕様を高い効率で満足し、オープン型ハネとする。

オ 主 軸（シャフト）

炭素鋼製（S35C）で所要動力の伝達と危険速度に対して十分な強度を有し、軸受に接する部分は特に入念な仕上げを施すものとする。

カ 軸 受

外軸受はスラスト荷重やラジアル荷重に対し長時間の連続運転に耐えるもので油浴式とする。水中軸受は、オイル循環方式によるもの外部注水が不要なホワイトメタル製とし、長時間の連続運転に耐えるものとする。

キ 軸封装置

軸封は無給水軸シール方式とする。

ク 軸継手

軸継手はフランジ形たわみ軸継手とし、完全同心で十分な伝達強度を有し、衝撃を吸収する構造とする。

3) 主ポンプ付属品

ア	フレキシブルカップリング（ガード付）	1 組
イ	ベースプレート	1 個
ウ	基礎ボルト、ナット	1 式
エ	連成計（導管、コック付）	1 組
オ	真空計（導管、コック付）	1 組
カ	満水検知器	1 個
キ	排気電動弁	1 個
ク	真空破壊電動弁	1 個
ケ	自動給油装置	1 式
コ	分解組立工具	1 式

（2）主配管及び付属品 本工区対象

横軸軸流ポンプ I 型の採用により、主配管は、吸込側 $\phi 1350\text{mm}$ 、吐出し側 $\phi 1350\text{mm} \sim \phi 1650\text{mm}$ とする。

なお、今回更新箇所は、土中埋設部、建屋壁、吐出水槽壁貫通部を除く吸込配管全体と、吐出配管の一部の更新とする。

1)	吸込、吐出鋳鉄管 $\phi 1350\text{mm}$	1 台分（製作済み）
2)	フランジ用ボルト、パッキング	1 台分
3)	ゴム伸縮可撓管 $\phi 1350\text{mm}$	1 個

（3）バルブ類（製作済み） 本工区対象

1) 吐出弁

ア	数 量	1 台
イ	型 式	短面間電動蝶形弁
ウ	口 径	$\phi 1350\text{mm}$
エ	面間寸法	400mm
オ	開 閉 機	1.5kW

2) 逆流防止弁

ア	数 量	2 台
イ	型 式	丸形フラップ弁
ウ	口 径	$\phi 1650\text{mm}$

（4）歯車減速機（製作済み） 本工区対象

1) 歯車減速機仕様

ア	数 量	1 台
イ	型 式	横軸遊星歯車減速機
ウ	最大入力	160kW
エ	回転速度	入力軸：1500min ⁻¹ 出力軸：約200min ⁻¹
オ	減速機効率	95.5%以上
カ	潤滑方式	強制給油

キ 冷却方式

空 冷（ファン冷却）

2) 歯車減速機付属品

ア 軸受温度計	1 式
イ 潤滑油温度計（接点付）	1 個
ウ ベット（基礎ボルト、ナット付）	1 式
エ 入力軸用カップリング	1 組

(5) ディーゼル機関（製作済み） 本工区対象

1) ディーゼル機関仕様

ア 数 量	1 台
イ 型 式	立形4サイクル 式ディーゼル 機関
ウ 出 力	160kW
エ 回転数	1500min ⁻¹
オ 使用燃料	A重油
カ 燃料消費	290g/kW・h 以下
キ 起動方式	空気始動
ク 冷却方式	空冷（ラジエータによる直接冷却）

2) ディーゼル機関付属品

ア チャンネルベース（基礎ボルト、ナット付）	1 式
イ 延長軸及び外軸受	1 式
ウ 高弾性継手	1 式
エ ロック式遠心クラッチ	1 式
オ 防音パッケージ（機側1mで85dB以下）	1 式
カ 潤滑油ポンプ	1 台
キ 調速機	1 台
ク 燃料遮断装置	1 組
ケ 各種保護継電器	1 式
コ 搭載型蓄電池および充電器（単相200V/60Hz）	1 組
サ 消音器（出口1mで75dB）	1 基
シ キャンパスダクト	1 個
ス ウェザーカーバー	1 個
セ 分解工具	1 式
ソ ノズルテスター	1 式

3) ディーゼル機関予備品

ア ピストンリング、オイルリング	6 気筒分（1 台につき）
イ 各種弁及びスプリング	6 気筒分（1 台につき）
ウ 各種パッキング	1/2 台分（1 台につき）

(6) 補助機械設備

1) 真空ポンプ ※本工区対象外

主ポンプの起動に際し主ポンプ内を排気、満水せしめるものとする。

ア 数 量	2 台（内 1台予備）
イ 口 径	φ100mm 程度
ウ 型 式	湿式両吸込真空ポンプ
エ 最大真空度	88kPa
オ 最大風量	30m ³ /min
カ 電動機出力	15kW 程度
キ 付 属 品	補水槽×1基

その他付属品は本機の運転に必要なものの一式

2) 燃料移送ポンプ（製作済み） ※本工区対象外

主ディーゼル機関の燃料を主重油槽から燃料小出槽へ汲み上げるものとする。

ア 数 量	2 台（内 1台予備）
イ 口 径	φ20mm

ウ 型 式	横軸歯車ポンプ
エ 吐出量	35L/min
オ 電動機出力	0.4kW
付属品は本機の運転に必要なもの一式	

3) 空気圧縮機 ※本工区対象外

主ディーゼル機関の始動用圧縮空気を、空気槽内に供給するものとする。

ア 数 量	2 台 (内 1台予備)
イ 型 式	2 段空冷立形圧縮機
ウ 吐出量	10.7m ³ /h
エ 電動機出力	2.2kW

付属品は本機の運転に必要なもの一式

4) 始動空気槽 (製作済み) 本工区対象

主ディーゼル機関を始動するための空気を貯留する圧力タンクとする。

ア 数 量	2 台 (内 1台予備)
イ 容 量	100 L × 2 連
ウ 型 式	鋼板製円筒形圧力容器
エ 付 属 品	空気制御箱付 ドレン分離機 安全弁付

その他運転に必要なもの一式

(7) 付帯設備

1) 主重油槽 本工区対象 (当初段階では製作のみを予定)

ディーゼル機関の燃料貯蔵用として屋外地下に設置するも、消防法により設計施工するものとする。

ア 数 量	1 基
イ 型 式	鋼板製円筒横置地下設置型
ウ 有効容量	8000L
エ 付属品	

- | | |
|-----------------|-----|
| ① 油面発信器及び受信器 | 1 式 |
| ② 漏油検知器 | 1 式 |
| ③ 標識及び掲示板 | 1 式 |
| ④ その他必要品 (消火器等) | 1 式 |

また、廃止については、消防庁通達 (危第78号 平成3年7月11日) に従い燃料の抜き取り及び掘り起こし、解体を行うこと。

2) 燃料小出槽 (製作済み) ※本工区対象外

ディーゼル機関の燃料小出槽用として屋内に設置するもので、消防法により設計施工するものとする。壁からの距離は通常500以上であるが、所轄消防署へ確認を行った後、施工の事。

ア 数 量	1 基 (架台付)
イ 型 式	鋼板製丸形立置屋内設置型
ウ 有効容量	390L

3) 換気排気ファン (1号ポンプ関連のみ) 本工区対象

ア 形 式	有圧換気扇
イ 風 量	300m ³ /min
ウ 電 動 機	1.5kW (200V、60Hz)
エ 台 数	1 台
オ 付 属 品	

- ① ステンレスフード (防虫網付)
- ② シャッター
- ③ ボルト・ナット等
- ④ その他必要な物

- 4) 換気給気ファン（1号ポンプ関連のみ）**本工区対象**
- | | |
|------------------|------------------------|
| ア 形 式 | 有圧換気扇 |
| イ 風 量 | 300m ³ /min |
| ウ 電 動 機 | 1.5kW（200V、60Hz） |
| エ 台 数 | 3 台 |
| オ 付 属 品 | |
| ① ステンレスフード（防虫網付） | |
| ② シャッター | |
| ③ ボルト・ナット等 | |
| ④ その他必要な物 | |

- 5) 天井走行クレーン（既設利用につき参考とする。）
- ポンプ設備の吊上装置として屋内に設置するもので、労働安全衛生規則並びにJISその他関係規格に準拠した安全性と耐久性を有し、軽快に動作し得るものとする。

- | | |
|---------|-------------|
| ア 型 式 | 手動式天井クレーン |
| イ 数 量 | 1 基 |
| ウ 巻 上 機 | 手動式チェンブロック形 |
| エ 巻上荷重 | （定格）5.0ton |

（8）製作済ポンプの仕様について

本工区で据付するポンプ設備の仕様については、本章に示すとおりであるが、当地区における排水ポンプ本体及び原動機・減速機については既に製作済みであり、メーカーは下記に示すとおりである。これから製作する電気設備との調整が必要となるため、試運転調整に際し、電気設備工事業者（繰6－2工区）等と密接な連携をとること。

	1号ポンプ	
状 況	既 設	本工事実施後
横軸軸流ポンプ	日立製	クボタ製
原動機・減速機	ヤンマー製	ヤンマー製

第6章 提出書類

1 施工計画書

共通仕様書に基づく施工計画書は、施工方法が確定した段階で速やかに2部（承諾後返却分を含む）提出するものとする。

2 承諾図書

- （1）受注者は、現場実測を行ったうえで承諾図書を作成、提出し、監督職員の承諾を得るものとする。
- （2）機器の詳細及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、本数は承諾図書により決定するものとする。
- （3）承諾図書

受注者は、次に示す図書を2部（承諾後返却分を含む）提出するものとする。

- 1) 製作据付仕様書
- 2) 設計図
- 3) 設計計算書
- 4) 構造図
- 5) 使用材料表
- 6) 外注品一覧表
- 7) 機器選定理由書
- 8) 機器性能証明書（カタログ等）
- 9) その他監督職員の指示した図書

(4) 完成図書の追加

受注者は、「施設機械共通仕様書」に追加して下記の図書を作成、提出するものとする。

- 1) 取扱説明書 (3部)
- 2) 操作及び通常保守のマニュアル (3部)
- 3) 工事及び現地試験成績表 (1部)
- 4) 工事写真

製作工場等における木型製作からの機器製作工程及び機器製作完了、並びに主要検査状況の写真、工事着手前・工事中・完成の記録及び確認の写真等とする。地中埋設等により完成時に状況を明らかにできない箇所は、特に入念に撮影すること。

3 工場検査報告書

工場検査終了後、工場検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録写真等を添付して提出するものとする。

なお、自主検査を行った場合は、工場自主検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録写真等添付して提出するものとする。

小型機器及び汎用機器は、検査試験成績書を提出するものとする。

第7章 工事用材料

1 規格及び品質

- (1) 本工事で使用する主要材料の規格及び品質は下記のほか、JIS規格品、または同等品以上とし、各種材料の使用にあたっては、カタログ、各種成績書により、材料使用承認を受けるものとする。また、使用する材料は、監督職員の指示又は許可したものでなければならない。

(2) 材料保管

各種材料は、使用前に変質の有無を検査し、変質品は使用してはならない。又、材料は変質を来さないように、所定の場所に保管しなければならない。

(3) 鋼材

鉄筋 異形棒鋼 JIS G 3 1 1 2 SD345

(4) コンクリート

コンクリートは、原則として「JIS A5308-1993」による生コンクリートとし、使用区分は下記のとおりとする。

- 1) 生コンは原則として、JIS表示許可工事で、かつ、コンクリート主任技師は、コンクリート技士の資格をもつ技術者が在籍するとともにコンクリート製造能力、製造設備、品質管理状態及び運搬時間等を考慮して選定しなければならない。

- 2) コンクリート規格は、(別紙-1)「工事施工条件明示」のとおり

※ 設計(構造計算)において、水セメント比が表の上限値より小さく設計されている場合それと整合するようにする。

※ 無筋コンクリートの粗骨材寸法は、部材厚16cm未満の場合は25mm以下、部材厚16cm以上の場合は40mm以下とする。

※ 施設設計上、指定する規格によらない場合は監督職員と協議するものとする

(5) モルタル

モルタルの配合は下表のとおりとする。セメントの種類は高炉セメントB以上とする。

配合比	セメント	砂	摘 要
1 : 1	1、100kg	0.75m ³	指定したもの
1 : 2	720kg	0.95m ³	ヒューム管、U字溝、接合用、コンクリート打継目
1 : 3	530kg	1.05m ³	ブロック目地材、敷モルタル

第8章 施工

1 一般事項

(1) 工事着手

敷地内を使用する場合は管理者の了解を得た後に行うこと。

(2) 水準点

この工事の水準点及び基準点は、監督職員が指定する KBM、トラバース点を使用する。

また、各点間の基準高及び座標等については、着工前、施工中、完成時などの段階で確認するものとする。

(3) 施工に先立ち、施工範囲を現地で監督職員の立会のもとに確認しなければならない。

(4) 検測又は、確認

この工事の検測又は、確認を下記の段階で受けなければならない。また、受注者は工程管理を密にし、事前に検測、確認日の調整を行うよう努めなければならない。

工 種	作 業 段 階	備 考
構造物	各施工段階	

(5) 材料等の検収・確認

本工事で使用する材料等の検収・確認は、現場搬入時に行うものとし、事前に監督職員へ連絡すること。製作済みの製品については、各格納場所から搬出時に検収を行うこと。

(6) 随時立会・確認

受注者は、特に完成検査時に確認ができない水中部、埋設部など完成検査時に確認ができない特殊または重要なものについては、監督職員による立会確認を行うものとする。

(7) 据付時期

ポンプ本体設備の据付時期は令和8年11月からを予定している。

2 建設副産物

建設副産物の処分等については、(別紙－1)「工事施工条件明示」を参照すること。

なお、既設機材の処理については、当初、概算にて計上しているので、監督職員と協議のうえ施工実績により変更で対応するものとする。

3 鉄筋工

鉄筋加工組立については、図面で十分理解したうえで行うこととし、疑義がある場合は速やかに監督職員と打ち合わせること。

4 コンクリート

(1) 打設

1) コンクリート打設は、監督員の型枠・配筋配置のそれぞれの検査を受けた後、打設するものとする。

2) コンクリートの打設に当たっては、硬化時の発熱によるひび割れ等の発生に十分注意をしなければならない。

3) 打設工法については監督職員と打合せるものとする。コンクリート打設は、監督員の型枠・配筋配置のそれぞれの検査を受けた後、打設するものとする。

(2) 打継目処理

コンクリート打継目はモルタルを敷均し処理しなければならない。モルタルの厚さは概ね 20mm とする。

(3) 養生

コンクリートは打設後、急激な温度変化、湿度、乾燥等の有害な影響を受けないよう充分に注意して養生しなければならない。

5 製作

- (1) 鋼材の加工には、自動ガス切断機フレームプレーナー及びドリルを使用し、曲げ加工はプレス等により一様かつ丁寧に施工し、ハンマー打ちは一切行わないこと。
- (2) ボルト穴は全てドリル又はリーマー穴とし、所定の位置に正確にあける。
- (3) 溶接は、アーク溶接とする。
- (4) 溶接は下向き溶接を原則とし、水没部は連続溶接としなければならない。
- (5) 溶接面の溶接に先立ち、錆、塗料、銹滓及び塵芥等の不純物を取り除くこと。
- (6) 溶接部にはヒビ割れ、気泡、スラグの巻き込み、不整な波面等の欠陥があってはならない。

6 塗装

ステンレス部材は、酸洗いを完全に実施すること。

7 輸送

輸送に先立ち、輸送方法、輸送ルート等にかかる経済性、効率性を検討するとともに、安全輸送に努めなければならない。

8 配管、配線、据付工事

- (1) 機器の据付は、既存施設に損傷を与えないよう十分に注意して、入念に施工するものとする。
- (2) 据付にあたっては、当該工事の経験のある技術者を常駐させ、技術的指導監督を行うものとする。
- (3) 据付に要する仮設資材、機械器具、光熱、用水等は、受注者の負担によるものとする。

9 据付機械

クレーン等の設置場所については、図面を基に監督職員と協議すること

10 総合試運転

- (1) 本工事は、現場にて組合せ試験、単体調整試験を行うものとする。
- (2) 暫定運用のための総合試運転に要するその他の費用は、全て受注者の負担によるものとする。
- (3) 関係者（市、地元自治会等）と事前に十分打合せを行い、総合試運転計画を作成し、監督職員の立会いにより実施するものとする。

11 検査

- (1) 中間検査を工場製作段階もしくは基礎コンクリート打設前に行うので、時期及び検査内容（寸法検査、性能検査等）について、監督職員と協議すること。
- (2) 検査に当たっては、現場代理人、監理技術者及び品質証明員は必ず立会わなければならない。
- (3) 試験、検査は設計図書及び承諾図書により実施するものとする。

なお、諸試験を行うに当たっては、あらかじめ試験実施要領等を作成し、監督職員と打合せの上実施する。その試験結果等については、報告書を作成し、提出しなければならない。
- (4) 試験、検査に要する費用については受注者の負担とする。
- (5) 検査に必要な資料の提出及び測量器械並びにその他の機材の準備については検査員の指示に従わなければならない。
- (6) 検査箇所の修復は検査員の指示により受注者の負担で速やかにこれに応じなければならない。
- (7) 関係官庁等の検査を要する施設については、受注者の責任でその検査に合格しなければならない。

第9章 施工管理

1 施工管理

(1) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない項目及びその管理基準については、監督職員と協議すること。

- (2) 施工管理基準の変更及び除外項目については、監督職員と協議すること。

2 工程管理

工事工程管理に基づき、各月末の工事進度を当月 25 日までに報告するものとする。

3 安全管理

(1) 工事施工の安全を期するため次の法律、規則等を守らなければならない。

- 1) 労働基準法
- 2) 労働安全衛生法
- 3) 労働安全衛生規則
- 4) 騒音規制法
- 5) 振動規制法
- 6) 水質汚濁防止法
- 7) 土木工事等施工技術安全指針

(2) 安全管理については、工事現場内外及び工場内のトラブル、事故の絶無を計り、作業の安全性を確保しなければならない。

(3) 交通管理については、工事現場内外のトラブル、交通事故の絶無を計り、一般交通の安全性を確保しなければならない。

(4) 工事現場を標示する工事板（工事予告板、工事名標識板、協力依頼板、協力感謝板等）は規定の本数を規定の位置に設置すること。また、工事区間内は車の通行に支障のないように路面を整理して、安全ロープ、防護柵、夜間標識、バリケードを設置して、事故防止に努めなければならない。

(5) 工事施工のための安全対策は、（別紙－3）による。

4 出来形管理

承諾申請図書に則り出来形管理を行うこととする。

第 10 章 設計変更

1 この工事の施工に当たり、以下に該当する場合は設計変更の対象とする。

- (1) 自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合
- (2) 設計図書等に明示されていない施工条件の変更に該当する場合
- (3) 「第 2 章 2 及び 3」の工事概要及び工事数量に変更があった場合。
- (4) 工事打ち合わせ簿による協議により承諾された場合
- (5) 法・基準の改正に係るもの
- (6) 燃料貯油槽の据付および可とう管接手の据付に係る土木工事について、発注者による見積徴集完了後、発注者と受注業者間で施工に関しての協議が整った場合

第 11 章 その他

1 前払金及び部分払い、中間前払い

請求時期やその額については、監督職員と協議のうえ決定すること。

2 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第 12 条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

3 構造物等の十分確認

施工者は、構造物の設計図面等が現地に適合しているか、安全上問題ないか、維持管理上問題ないか等を常に考え確認しながら施工を進め、構造の変更が必要な場合は、必ず監督職員の指示を得てから施工すること。

なお、施工者の確認不足により施工し支障が生じた場合は、受注者の責任において対応すること。

4 施工計画書作成上の留意点

施工計画書の作成にあたっては、前記の工事内容、現場条件及び受注者の現地調査、並びに経験上の提案等を反映させ、監督職員の確認を得ること。

5 見積等による単価

本工事において、見積等により定めている施工単価及び資材単価は別添「金抜き設計書」の見積単価一覧表のとおりで、歩掛等の内訳は別添「金抜き設計書」に記載したとおりである。

6 個人情報の取扱

個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報取扱特記事項（別紙－４）を遵守しなければならない。

7 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

（１） 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

（２） 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

（３） 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

工事施工条件明示

工事名：水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）福岡江地区 繰7－2工区

(令和8年1月版)

明示事項		明示内容	該当	出典	頁														
基本事項	1 概算数量発注	・ 概算数量発注方式による積算、工期設定	－	共通仕様書 ③1-1-19	244														
	2 契約保証金	・ 契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分の1以上の金銭的保証を要す。	○	契約書 第36条	－														
	3 前払金	・ 前払金を40％の範囲内で支払うことができる。	○	契約書 第35条	－														
		・ 中間前払金を請求することができる。	○																
	4 部分払	・ 部分払の請求は2回以内とし、前払金がある場合も2回とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払は行わない。	○	契約書 第38条	－														
	5 繰越予定工事の工期	・	－	共通仕様書 ③1-1-3	238														
	6 余裕期間	・ 余裕期間を設定した契約方式の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-4	238														
	7 週休2日試行工事	・ 週休2日試行工事の対象工事	○	共通仕様書 ③1-1-16	244														
	8 環境改善実施要領	・ 工事の実施にあたっては、「環境改善実施要領(工事編)」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。	○	共通仕様書 ③1-1-43	252														
	9 品質証明	・ 品質証明の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-9	240														
	10 中間検査	・ 中間検査を実施する工事	○	共通仕様書 ③1-1-2	238														
	11 法定外の労災保険の付与	・ 「農林水産省土地改良工事積算基準」を適用する全ての工事	○	共通仕様書 ①1-1-52	24														
	12 熱中症対策	・ 熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事	○	共通仕様書 ③1-1-25	246														
	13 時間的制約を受ける工事	・ 時間的制約を受ける工事の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-23	245														
	14 施工箇所が点在する工事	・ 施工箇所が点在する工事の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-28	247														
	15 現場環境改善費	・ 現場環境改善費の適用工事	－	共通仕様書 ③1-1-21	245														
	16 建設キャリアアップシステム	・ 建設キャリアアップシステム活用の対象工事(受注者希望型)	○	共通仕様書 ③1-1-8	239														
	17 三者技術調整会	・ 三者技術調整会を開催する工事 共通仕様書の改定までの間は以下のとおりとする。 三者技術調整会は、「農業農村整備事業 三者技術調整会実施要領」に基づき実施することとするが、当該要領は鹿児島県ホームページによる。	－	実施要領 共通仕様書 ③1-1-18	244														
	18 快適トイレの設置	・ 建設現場における「快適トイレ」設置の対象工事(受注者希望型)	○	共通仕様書 ③1-1-22	245														
	19 施工パッケージ型積算基準	・ 農林水産省制定「土地改良積算基準」以外の他省庁が定める施工パッケージ型積算方式を利用 <table><tr><td>歩掛名</td><td>使用基準</td><td>制定元</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	歩掛名	使用基準	制定元													－	共通仕様書 ③1-1-20
歩掛名	使用基準	制定元																	
20 石綿使用の有無	・受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿(アスベスト)の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。 石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。	－	共通仕様書 ①1-1-54	24															
21 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更	・ 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-45	253															
工事関係	22 夜間工事	・ アスファルト合材夜間小ロセット料金が発生する工事	－	共通仕様書 ③1-1-24	245														
	23 1日未満で完了する作業	・ 1日未満で完了する作業	－	共通仕様書 ③1-1-26	246														
	24 ICT活用工事	・ 発注者指定型 ICT活用工事の対象工事	－	特別仕様書	－														

※1 「該当」欄について ○：該当（適用）する ー：該当（適用）しない
※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名：水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）福ノ江地区 線7－2工区

(令和8年1月版)

明示事項		明示内容	該当	出典	頁																																										
工事関係	25 ICT活用工事	・ 受注者希望型 ICT活用工事の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-15	243																																										
	26 コンクリート	<table><tr><th>呼び強度 (N/mm2)</th><th>スランプ (cm)</th><th>配筋材最大寸法 (mm)</th><th>水セメント比 (%)</th><th>セメントの種類</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>21</td><td>12</td><td>40</td><td>60</td><td>BB</td><td>ポンプ基礎(鉄筋コンクリート部)</td></tr><tr><td>18</td><td>8</td><td>40</td><td>65</td><td>BB</td><td>ポンプ基礎(無筋コンクリート部)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	配筋材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類	使用目的	21	12	40	60	BB	ポンプ基礎(鉄筋コンクリート部)	18	8	40	65	BB	ポンプ基礎(無筋コンクリート部)																									○	共通仕様書 ③2-2-1	254
	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	配筋材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類	使用目的																																									
	21	12	40	60	BB	ポンプ基礎(鉄筋コンクリート部)																																									
18	8	40	65	BB	ポンプ基礎(無筋コンクリート部)																																										
27 構造物品質確認調査	・ 構造物品質確認調査の実施 対象構造物：	－	共通仕様書 ③2-2-2	254																																											
28 遠隔臨場	・ 遠隔臨場の試行対象(受発注者協議による)	－	試行要領	－																																											
建設副産物	29 建設発生土の処理	・ 建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受入場所の名称：(株)千鶴工業 受入場所の所在地：出山市野田町下名2878－9 搬出土量：10 m ³ 運搬距離：6.4 km その他：	○	共通仕様書 ③1-1-38	249																																										
	30 再生資材の利用	・ 下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。 <table><tr><th>資材名</th><th>規格</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	資材名	規格	備考													－	共通仕様書 ③1-1-39	250																											
	資材名	規格	備考																																												
31 建設発生土の利用	・ 盛土又は埋戻に使用する土は、下記工事からの建設発生土(又は購入土、建設汚泥処理土)を利用する。 建設発生土の種類： 工事名： 所在地：	－	共通仕様書 ③1-1-39	250																																											
32 指定副産物(コンクリート塊)の再生利用	・ 30cm程度に小割して、盛土材として利用する。	－	共通仕様書 ③1-1-39	250																																											
33 建設リサイクル法	①分別解体の方法 <table><tr><th>工程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 □ 有 ■ 無</td><td>□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工事 ■ 有 □ 無</td><td>□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎工事</td><td>基礎工事 ■ 有 □ 無</td><td>□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 □ 有 ■ 無</td><td>□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属物</td><td>本体付属物の工事 □ 有 ■ 無</td><td>□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用</td></tr></table> ②施設の名称及び所在地 <table><tr><th>廃棄物の種類</th><th>施設の名称</th><th>所在地</th><th>運搬距離</th></tr><tr><td>コンクリート(無筋)</td><td>(株)ヒラヤマ</td><td>出山市浦田長795外3筆</td><td>2.6km</td></tr><tr><td>コンクリート(鉄筋)</td><td>(株)ヒラヤマ</td><td>出山市浦田長795外3筆</td><td>2.6km</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ③受入時間 (株)ヒラヤマ：9時00分～17時00分 ： ： ： ※上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。	工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用	③基礎工事	基礎工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属物	本体付属物の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	コンクリート(無筋)	(株)ヒラヤマ	出山市浦田長795外3筆	2.6km	コンクリート(鉄筋)	(株)ヒラヤマ	出山市浦田長795外3筆	2.6km													○	共通仕様書 ③1-1-39	251	
工程	作業内容	分別解体等の方法																																													
①仮設	仮設工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																													
②土工	土工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用																																													
③基礎工事	基礎工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用																																													
④本体構造	本体構造の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																													
⑤本体付属物	本体付属物の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																													
廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																																												
コンクリート(無筋)	(株)ヒラヤマ	出山市浦田長795外3筆	2.6km																																												
コンクリート(鉄筋)	(株)ヒラヤマ	出山市浦田長795外3筆	2.6km																																												

※1 「該当」欄について ○：該当(適用)する ー：該当(適用)しない
※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名：水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）福ノ江地区 線7－2工区

(令和8年1月版)

明示事項		明示内容	該当	出典	頁																							
建設副産物	34 建設汚泥の再生利用 ①処理概要 ②品質区分基準	- 建設汚泥は、下記の処理概要により現場内で再生利用する。<table border="1"><tr><th>中間処理の場所</th><th>中間処理の方法</th><th>再生品の品質</th><th>利用用途</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用は、下記の条件により算出<table border="1"><tr><th>品質区分基準</th><th>指標等</th><th>試験回数</th></tr><tr><td>品質基準</td><td>コーン指数</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">生活環境保全上の基準</td><td>土壌環境基準(環境基本法)</td><td></td></tr><tr><td>特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)</td><td></td></tr></table>	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途									品質区分基準	指標等	試験回数	品質基準	コーン指数		生活環境保全上の基準	土壌環境基準(環境基本法)		特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)		－	共通仕様書 ③1-1-39	250
	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途																								
品質区分基準	指標等	試験回数																										
品質基準	コーン指数																											
生活環境保全上の基準	土壌環境基準(環境基本法)																											
	特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)																											
35 建設汚泥の搬出 ①施設の名称及び所在地 ②受入時間	指定副産物(建設発生土を除く)は、下記の再資源化施設に搬出する。<table border="1"><tr><th>廃棄物の種類</th><th>施設の名称</th><th>所在地</th><th>運搬距離</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ○ ○ 処 分 場 : △ △ 処 分 場 : エコパーク鹿児島 : ※上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離									－	共通仕様書 ③1-1-39	251												
廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																									
36 根株、伐採木等の利用 ①発生工事 ②利用工事		－	共通仕様書 ③1-1-40	252																								
37 舗装切断作業時に発生する排水の処理	1 舗装の切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。 産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物処理を委託する際、排出事業者(受注者)は、その責任において、必要な廃棄物情報(成分や性状等)を把握し処理業者に提供するものとする。 2 当該排水の処理に関し、必要な経費については、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。	－	共通仕様書 ③1-1-44	252																								
工事支障物件等	38 支障物件(電柱、水道等)	本工事における支障物件は、次のとおり。<table border="1"><tr><th>支障物件名</th><th>番号等</th><th>数量</th><th>申請の状況</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	支障物件名	番号等	数量	申請の状況																	－	特記事項	－			
支障物件名	番号等	数量	申請の状況																									
その他	39 支給材料及び貸与品	本工事における支給品は、次のとおりとする。<table border="1"><tr><th>支給材料</th><th>規格</th><th>数量・単位</th><th>支給場所</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">特記仕様書 第2章 第4節に示すとおり</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	支給材料	規格	数量・単位	支給場所					特記仕様書 第2章 第4節に示すとおり								○	共通仕様書 ①1-1-21	9							
	支給材料	規格	数量・単位	支給場所																								
特記仕様書 第2章 第4節に示すとおり																												
40 工事現場発生材	下記の現場発生材は、工事現場発生材報告書を作成し、監督職員に引渡すこと。<table border="1"><tr><th>現場発生材名</th><th>引渡場所</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	現場発生材名	引渡場所							－	共通仕様書 ①1-1-22	10																
現場発生材名	引渡場所																											
41 部分使用	本工事において、工事目的物引渡し前に、工事請負契約書第34条により、下記について受注者の承諾を得て部分使用することがある。 (1)部分使用範囲： (2)部分使用目的： (3)部分使用期間：	－	契約書 第34条 共通仕様書 ①1-1-32	14																								

※1 「該当」欄について ○：該当（適用）する ー：該当（適用）しない
※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

ポンプ製作済 部品 仮置き場



画像 ©2025 Airbus、CNES / Airbus、Maxar Technologies、地図データ ©2025 200 m

(別紙－２)

福ノ江排水機場～西干拓排水機場 6 km
福ノ江排水機場～東干拓排水機場 4.2 km
福ノ江排水機場～道添建設鉄工部 2.9 km

安 全 管 理

第１条 工事施工のための安全対策

(１) 安全標識

イ) 立入り禁止の標識 ロ) 制限速度及び注意の標識 ハ) 工事予告の標識

ニ) その他上記に準ずるもので掲示板、看板、立札、安全灯、各種標識、掲揚灯、保安灯、回転灯

(２) 安全施設

イ) 工事現場の囲い、手すり、地すり、(幅木)

A) 工事現場周辺の囲い、有刺鉄線、ロープ等

B) 墜落の危険のある作業場所での手すり、地すり、安全ロープ等

C) 落下物に対する簡単な金網、板等の防護施設

ロ) 高圧機器の感電防止柵等

A) 地上に設置する変圧及び、高圧負荷の機器の防護柵等

B) 簡易クレーン等が道路又は、道路上を横断する場合、落下物に対する簡単な防護施設

ハ) 警報装置等

A) 交通頻繁な出入口等に設置する警報装置(信号機、カーブミラー等)

B) 危険区域からの退避等を知らせる警報装置(鐘、サイレン等)

C) その他(トランシーバー、保安灯の電池、赤旗等)

ニ) 交通安全施設等

バリケード、セーフティコーン、進入防止柵、歩道柵、放送施設、その他警報施設、遮断機等

ホ) その他上記に準ずる危険防止施設

(３) 安全管理

イ) 監視員

A) 線路に接近して行う作業で列車及び作業員の安全確保が必要な場合の監視

B) コンクリート橋梁仮設作業等の支保工の変形圧縮沈下等の監視

C) 土石の崩壊又は落下の危険のある作業場所での監視

D) 道路及び通路等に接近して作業をする場合の道路監視

ロ) 誘導員

A) 土砂場、崖縁、見通し困難な場所、工事用道路と一般道路との交差する箇所、土石等の崩

壊、落下の恐れのある箇所、又は他の作業箇所と接近する箇所等で安全に必要な箇所での誘導

B) 一般公道上で作業する場合の誘導

C) その他上記に準ずるもの

ハ) 見張員

A) 倒壊及びコンクリート塊、鉄片等の飛散、落下に対する災害防止に必要な場合の見張り

B) 見通しの悪いところの見張り

C) その他上記に準ずるもの

ニ) 信号手

A) トラック等の出入頻繁な箇所の信号手

B) 点火(発破作業)の合図、退避の合図(旗振り)のため

C) 危険作業及び交通頻繁な箇所の信号手

D) その他上記に準ずるもの

ホ) 安全用品、保安帽、命綱、防じんマスク、防毒マスク、耳栓、信号灯、発煙筒等

第２条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有の制限等)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

第6 乙は、甲の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく一切の義務を遵守

させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(報告義務)

第11 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(監査及び実地調査)

第13 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができ、乙はこれに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第16 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者である県を、「乙」は受託者をいう。

2 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。